

※このしおりは奨学金申請後も大切に保管してください

高校・高専在學生と保護者のみなさんへ 2023.4

あしなが高校奨学金(給付)

高校奨学生在学募集のしおり 【2023年度】

申込みできる方

高等学校(定時制・通信制を含む)、特別支援学校高等部、高等専門学校や5年一貫制高等学校の1～3年生、大学受験資格を得られる3年制の専修学校高等課程に在学していて、次にあてはまる生徒。

保護者(父または母など)が、病気や災害(道路上の交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡または保護者が1級から5級の障がい認定(注1)を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の子ども。

(注1) 次の障がい認定を受けている場合をいいます。

身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法に定める第1級から第5級

※高等学校専攻科、高等専門学校や5年一貫高等学校の4・5年生は専修・各種学校奨学金に申請してください。

※1998年(平成10年)4月2日以降に生まれた方が対象です。

募集人数

350人程度

申請のしめきり

2023年5月20日(消印有効)

奨学金の内容

△2023年度より奨学金の内容が変更になりました。よくご確認ください。

この奨学金は、給付型です。

ただし、高校3年生時に希望者のみ申請できる「進学仕度一時金」は貸与型です。貸与分は卒業の半年後から20年以内に返還していただきます。経済的事情などで返還困難であることが認められた場合は、返還を先に延ばすことができます(詳しくは4ページ)。

1. 奨学金の金額

月額 30,000円(給付) ※国立・公立・私立で金額は変わりません

2. 奨学金を受けられる期間

2023年4月分から卒業(最短修業年限)まで。

3. 送金方法

3か月ごとに3か月分の奨学金を、奨学生本人名義のゆうちょ銀行の口座に送金します。

お問い合わせ・申請書類送付先

一般財団法人あしなが育英会 奨学課 <http://www.ashinaga.org>

〒102-8639 東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館4階

電話 0120-77-8565(フリーダイヤル・平日9時～16時)

FAX (03)3221-7676 メール shougaku@ashinaga.org



お問い合わせはこちら

申請から奨学生採用までの手続き

1. 「高校奨学生申請書」などの郵送

「高校奨学生申請書」など、必要な書類（詳しくは別紙）をあしなが育英会奨学課宛てに郵送してください。在学している学校を通じて郵送しても問題ありません。ご家庭から郵送する場合は、在学している学校に申請したことを必ず伝えてください。申請者の学力は問わず、一つの学校から何人でも申請できます。また、申請書はコピーをして使用してもかまいません。あしなが育英会のホームページからもダウンロードできます。

2. 審査

申請書の内容を審査し、不備があった場合は郵便などで不備照会をします。不備照会が届いたら、期日までに回答してください。

3. 審査結果のお知らせ（2023年7月上旬）

申請者と在学高校にそれぞれ郵送でお知らせします。

SMS（ショート・メッセージ・サービス）の取り扱いについて

申請された方に重要な情報を確実かつ迅速にお伝えするため、短いメッセージを携帯電話番号あてに送受信するサービス「SMS（ショート・メッセージ・サービス）」によるご連絡をする場合があります。表示される発信元は「0120778565」（docomo/au/楽天の場合）または「0032069000」（softbankの場合）となりますのでご承知おきください。

奨学金の交付から終了まで

1. 奨学金の送金

第1回目の奨学金の送金日は7月10日（土日祝日の場合はその前日）です。ただし、審査状況により、遅れる場合もあります。

2回目以降は8月、11月、2月、5月の10日（土日祝日の場合はその前日）です。

2. 学業成績表・生活状況報告書の提出（毎年度末）

毎年度末には学業成績表で進級や成績の状況を確認します。学業成績表の提出依頼は本会から学校へ直接行い、学校より本会に直接提出いただきますのでご了承ください。留年や成績が著しく不良の場合は奨学金の交付が止まる場合があります。

また、奨学生には毎年度末に生活状況報告書で一年間の学校生活について報告していただきます。生活状況報告書は、本会から奨学生に送付しますので、奨学生本人が提出してください。定められた期日までに提出がないときは、奨学金の交付が止まる場合があります。

3. つどい（年1回・夏）

毎年夏休みに「つどい」という合宿行事を実施しています。高校奨学生は3泊4日の日程で、全国8会場で開催。大学生のリーダーや同じ地域の高校奨学生と一緒に、進路や将来について考えます。交流ゲームや班別の語り合いなどで打ち解けあい、お互いの仲が深まります。あしなが育英会は奨学生のみなさんに、高校在学中に1度はつどいに参加するようお願いしています。

4. 返還誓約書の提出、返還確認表の内容確認（交付終了時） ※進学仕度一時金利用者のみ
進学仕度一時金の貸与を受けた場合、返還誓約書の提出が必要になりますので、期日までに提出してください。

提出がない場合は、進学仕度一時金の交付資格を失い、即時返還が必要になります。

なお、返還誓約書には連帯保証人（1人）と親権者の記入が必要です。

また、高校奨学金の交付が終了するときには、返還確認票と返還用の口座振替依頼書を送りますので、交付された金額を確認して提出してください。

5. 奨学金の終了

次のことがあったときには、奨学金の交付が終了します。

①満了：交付期間が終了したとき。

②退学：学校を退学したとき。

③辞退：奨学金を辞退したとき。

④廃止：学校処分等などにより奨学生として適当でないと判断されたとき。

⑤成績不良：原級留置や提出物未提出等で奨学金が2年連続停止になったとき。

⑥休学：休学期間が3年を超えるとき。

⑦死亡：奨学生本人が死亡したとき。

6. 奨学金の返還

退学などにより奨学生の資格を喪失しているにも関わらず、報告を怠るなどで奨学金を受け取った場合、その間の奨学金は即時返還していただきます。

なお、進学仕度一時金（貸与）を利用した場合は、20年以内に無利子で返還していただきます。

あしなが MUFG 奨学基金 大学進学支援制度

4年制または6年制大学進学予定者対象

4年制または6年制大学へ進学を予定している本会高校奨学生3年生に対して、「あしなが MUFG 奨学基金 大学進学支援金（※）」（30万円）を給付する制度があります。申請の案内は、高校3年生の8月に送ります。審査の結果、決定者には高校3年生の10月中旬に送金します。

※株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループからのご寄付を原資とした奨学金制度です

※進学仕度一時金と同時に申請・併用はできません

進学仕度一時金制度

短期大学、専門学校進学予定者対象

短期大学、専門学校等へ進学予定の本会高校奨学生3年生に対して、「進学仕度一時金」（40万円）を貸与する制度があります。申請の案内は、高校3年生の8月に送ります。審査の結果、決定者には高校3年生の10月中旬に送金します。

返還は高校奨学金交付終了後、20年間以内に無利子で返還していただきます。

※あしなが MUFG 奨学基金 大学進学支援金と同時に申請・併用はできません

大学・専門学校・大学院奨学金制度

大学奨学金（貸与：月額4万円または5万円）、専門学校奨学金（貸与：月額4万円）制度があります。再度申請が必要なので、高校3年生の春に予約募集に申請してください。大学院奨学金（貸与：月額8万円、国会大学奨学生であった者が対象）制度もあります。

※2023年度の制度内容です

高等専門学校・5年一貫制の高等学校について

高等専門学校および5年一貫制の高等学校は、1～3年生までを高校奨学生として交付します。4・5年生の奨学金を希望する場合は専門学校奨学生制度に申請が必要なので、高校3年生の春に専修・各種学校奨学生予約募集に申請するか、4年生の春に専修・各種学校奨学生在学募集に申請してください。

一時金の返還の方法

1. 返還の期間

進学仕度一時金は、卒業の半年後から20年以内に、年に1回払・半年に1回払・毎月払のいずれかの方法で返還していただきます。

なお、大学・専門学校・大学院などに在学している間や卒業後も経済的事情などで返還が困難であることが認められた場合は、返還を一時的に停止し先に延ばすこと（猶予）ができます。

【奨学金返還の例】

進学仕度一時金40万円を利用した場合、20年で返還するときは、毎月払で約2千円となります。

2. 奨学金の利息

無利子です。

3. 返還の免除

奨学生本人が死亡、または重度障がいを負うなどで奨学金の返還が不能になった場合は、全部または一部が免除されることがあります。

【個人情報の保護について】

申請時に取得した個人情報は、奨学金交付・返還業務のために利用されます。この目的の適正な範囲内において、いただいた情報は、学校・金融機関・業務委託先に必要に応じて提供されます。

この申請書は現在高校に在学中で、高校奨学金を申請するためのものです

あしなが育英会高校奨学生申請書〈秘扱〉 高校・高専生用

申請者（生徒）	フリガナ		性別	(西暦)生年月日		年齢	
	氏名			年 月 日生		歳	
	在学学校	立 学校 年		科	全日制・定時制 通信制		
	フリガナ						
現住所	〒		都道府県				
			自宅電話番号 ()		—		
				携帯電話番号 ()		—	
保護者	フリガナ		申請者との続柄				
	氏名		勤務先	勤務先電話番号 () —			
	現住所 (申請者と 同じは 「同上」)	〒	都道府県	自宅電話番号 ()		—	
				携帯電話番号 ()		—	
保護者が父母でない場合、または申請者と保護者の姓が違う場合はその理由をお書きください							
家（申請者と一緒に家族全員）	氏名	申請者との続柄	年齢	勤務先・学校名・学年		〈育英会使用欄〉 年間所得額	
保護者または死亡を受けている	氏名	申請者との続柄	原因	死亡・障がい年月日	障害等級	生命・障害保険を受け取りましたか	遺族・障害年金を受けていますか
			1. 病 気 死 2. 災 害 死 3. 自 死	和暦 年 月 日 年齢 歳	級	1. 受けた 2. 受けない	1. 受けている 2. 受けていない
			1. 病 気 死 2. 災 害 死 3. 自 死	和暦 年 月 日 年齢 歳	級	1. 受けた 2. 受けない	1. 受けている 2. 受けていない
	死亡原因・病名／障がいの原因・状態（さしつかえのない範囲で結構です）※原因が交通事故の場合は対象外です						
生命保険・障害保険、補償金、遺族・障害年金、労災年金について						〈育英会受付〉	
受けているものに○	金額	受けた年月	支払いを受けた保険金を使用した場合には、その使途と金額についてご記入ください。				
生命保険金 障害保険金	万円	年 月					
補償金	万円	年 月					
遺族年金 障害年金	年 万円						
労災年金	年 万円						

〈育英会使用欄〉

223 -

高校在学

1. 奨学金が必要であるご家庭の状況などを具体的にお書きください。

2. 現在、収入を得ている保護者の方について

※父と母両方いる場合は収入が多い方、収入を得ていない場合は世帯主の方を記入してください

あてはまる部分を丸で囲んでください

父・母・その他() について

① 健康状態について、さしつかえのない範囲でお答えください。

ア) 健康

イ) 病気がち(どんな状態ですか_____)

ウ) 病気(病名や状態など_____)

② お仕事をされている方は、雇用状況を丸で囲んで、お仕事の内容をお答えください。

状況: 正社員・非正規社員
自営業・その他

内容: _____

③ 現在の所得について

手取り 月額 _____ 万円 所得証明書と現在の状況が
ちがう場合その理由 _____

3. 現在のお住まいについて

ア) 持ち家 イ) 賃貸(家賃 _____ 円) ウ) その他(_____)

4. 申請者の兄弟姉妹があしなが育英会の奨学金利用をしています(いました)か。

- ア) 利用している
- イ) 利用したことがある
- ウ) 利用していない
- エ) 現在申請中

利用者 氏名 (全員)	奨学生 番号 (全員)

5. あしなが育英会の奨学金をお知りになったきっかけをお教えてください。

- ア) 学校で知った・先生などから教えてもらった
- イ) テレビやラジオのCM(ACの公共広告)
- ウ) テレビや新聞のニュース(新聞名など_____)
- エ) あしなが育英会のホームページ
- オ) あしなが育英会からの手紙
- カ) あしなが育英会からの手紙
- キ) 兄弟姉妹があしなが育英会奨学生
- ク) 役所や社会福祉協議会などから教えてもらった
- ケ) その他(_____)

_____年 _____月 _____日

一般財団法人あしなが育英会 会長 殿

私は、一般財団法人あしなが育英会の奨学金の交付を受けたく、保護者連署のうえ申請いたします。
つきましては、記載事項および申し立て事項は事実と相違ありません。

押印して
ください

申請者氏名	印
保護者氏名	印

在学証明書は在籍している学校から証明を受けてください

在学証明書					高校在学	
申請者氏名						
課程	全日制・定時制・通信制		学科	科		
年 月 日 入学・転学・編入学			第 学年	卒業予定年月 年 3月		
入学から卒業までの最短修業年限		年間				
※入学から卒業までの最短修業年限については、その課程で入学から卒業までに必要となる標準の年数をご記入ください。						
上記の者は、本校に在学していることを証明する。						
			年	月	日	
学 校 名	立		学校長		職印	
学校住所						
〒 - 電話() - FAX() -						

奨学金振込指定口座(申請者(生徒)名義のゆうちょ銀行口座)

記入の注意

- ・奨学金を送金する口座は、申請者(生徒)名義のゆうちょ銀行の口座です。
申請者本人以外の口座には送金できません。
- ・「記号」(5ケタ)と「番号」(最大8ケタ)を右詰めで記入してください。
「記号」と「番号」の間に数字が入っている場合、その数字は不要です。
- ・長い間出し入れのない口座(睡眠口座)や、送金機能のない口座、通常貯金口座以外(貯蓄口座など)には送金できません。ゆうちょ銀行の窓口にご相談してください。

通帳記号					通帳番号									
口座名義(申請者本人氏名をカタカナで)														

〈あしなが育英会使用欄〉

奨学生番号
223 -

採用年月日						
2023	年	0	月	0	1	日

月額		
給付	30,000	円

初回送金日					
0	7	月	1	0	日

交付 期間	自	2023	年	0	月
	至	20	年	0	3

奨学金申請にともなう誓約書

一般財団法人あしなが育英会会長殿

このたび奨学生として採用されましたら、次のことを誓約いたしますので、別紙「奨学金振込指定口座」で指定した口座に奨学金を振り込んでくださるようお願いいたします。

1. 今後、いっそう学業に励み、健康に留意し、学校内外における規律と秩序を重んじ、充実した生活を積みかさね、将来社会有用の人材になるよう心掛けます。
2. あしなが育英会の規則並び指示に従い、必要な手続きは怠りなく行うなど、奨学生として責務を果たします。
3. 在学学校で処分を受け学籍を失うなどの奨学生として適当でない事実があった場合は、すみやかにあしなが育英会に報告します。あしなが育英会での審議の上、奨学金を廃止の措置をとられても異議ありません。
また、退学などにより奨学生の資格を喪失した後に交付された奨学金は、すみやかに返還しなければならないことを承知いたします。
4. 一時金の貸与を受けた場合は、貴会に対し、返還誓約書を提出いたします。また、返還誓約書を貴会の指定する期限内に提出しない場合、一時金貸与の決定が取り消され、貸与決定の時にさかのぼって一時金の交付資格を喪失することを承知いたします。
また、一時金の返還については、あしなが育英会の規則にしたがい、返還の義務を誠実に履行いたします。

記入日 年 月 日

【申請者】必ず申請者が自署・捺印してください

申請者	フリガナ			印	生年月日	西暦	年	月	日
	氏名				年月日				
	現住所	都道府県				電話 ()		—	
		〒	—		携帯電話 ()		—		

【親権者または未成年後見人】 記入日時点で申請者が18歳未満の場合、親権者または未成年後見人は、下記に必ず自署・捺印をお願いします

- ・必ず親権者または未成年後見人が自署・捺印してください。
- ・親権者または未成年後見人が複数いる場合は、可能な限り全員自署してください。
親権者または未成年後見人の自署が難しい場合はご相談ください。
- ・申請者と同居している場合、現住所は「申請者と同じ」にチェックすれば、記入不要です。

親権者 未成年 後見人	フリガナ			印	生年月日	西暦	年	月	日
	氏名				年月日				
	現住所	都道府県				電話 ()		—	
<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	〒	—			携帯電話 ()		—		
	続柄								

親権者 未成年 後見人	フリガナ			印	生年月日	西暦	年	月	日
	氏名				年月日				
	現住所	都道府県				電話 ()		—	
<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	〒	—			携帯電話 ()		—		
	続柄								